

男女共同参画に関する市民意識調査

報告書ダイジェスト版

姫路市

調査の概要

本調査は、市民のみなさんの男女共同参画社会に関する意識や実態、ニーズを把握することにより、今後のまちづくりの参考とすることを目的に行いました。

ここに、その調査の一部をご紹介します。

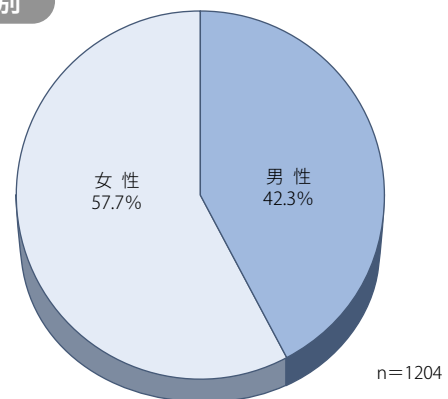
調査対象 市内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人
抽出法 住民基本台帳により無作為抽出
調査方法 郵送による配布・回収
調査期間 平成 17 年 7 月 28 日～8 月 12 日
有効票数 1,204 人（有効回答率 40.1%）

分析における留意点

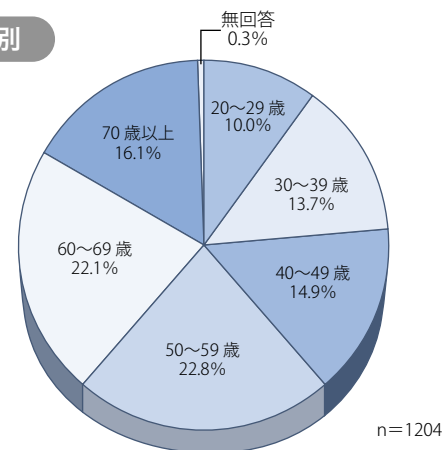
- ・基数となるべき実数は“n=〇〇〇”として掲載し、各比率は n を 100% として算出しました。
- ・数値はすべて小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。
したがって、合計が 100% を上下する場合があります。
- ・「複数回答」とある問は、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出してもよい問です。そのため、各回答の合計が 100% を超える場合があります。

回答者の属性

性別



年齢別



「男女共同参画社会」とは……

男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

1 男女平等意識について

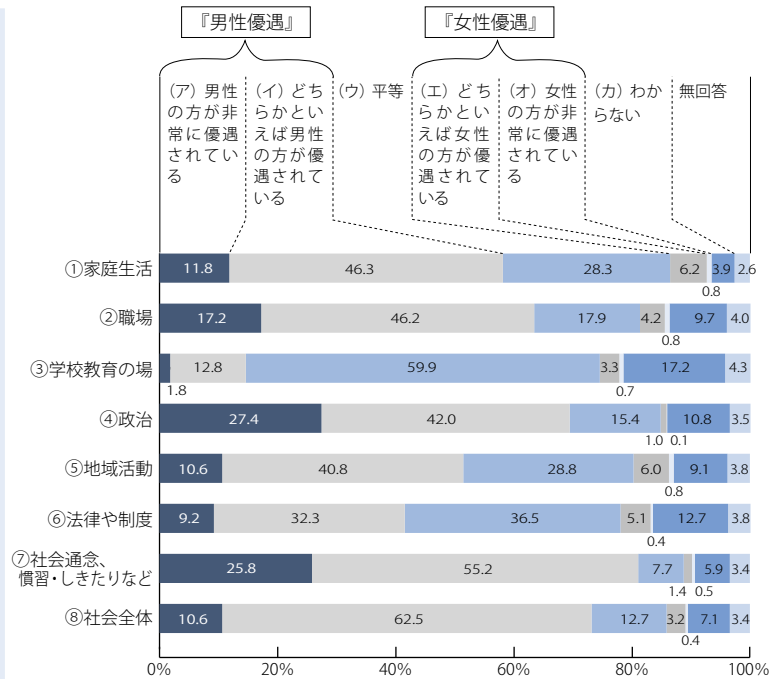
■ 各分野における男女の平等意識

「③学校教育の場」、「⑥法律や制度」以外の分野では、『男性優遇』と感じている人が、「平等」、『女性優遇』と感じている人を大きく上回っています。特に「②職場」、「④政治の場」、「⑦社会通念、慣習・しきたりなど」、「⑧社会全体」では、『男性優遇』と感じている人が6割を超えており、男女不平等と強く感じられている分野であることがわかります。

また、女性で男性に比べ、すべての分野で『男性優遇』と感じている割合が高くなっており、男女の意識の差がみられます。

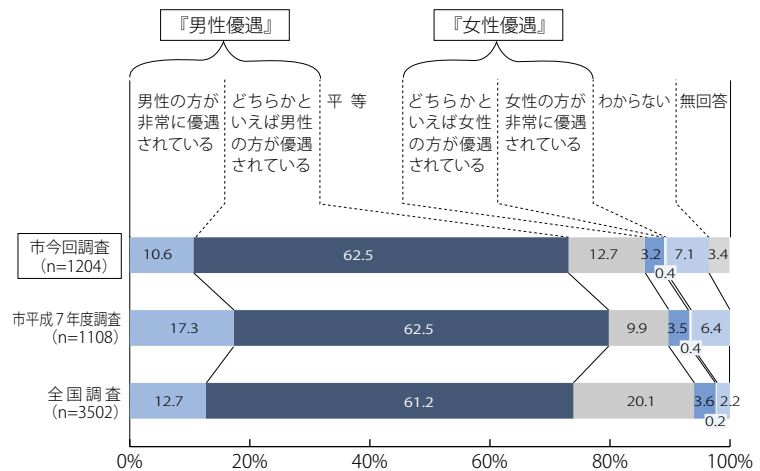
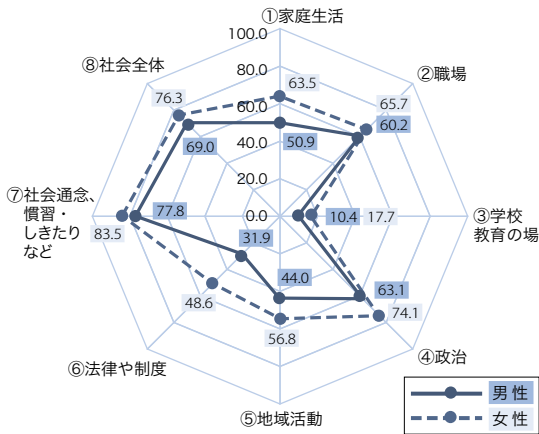
さらに、10年前の調査と比較すると、『男性優遇』が減少してはいるものの、全国調査（平成16年度）と比較すると、「平等」が低くなっています。

このように、本市においては、女性よりも男性の方が優遇されていると感じている現状があり、男女の不平等感が強い傾向がみられます。



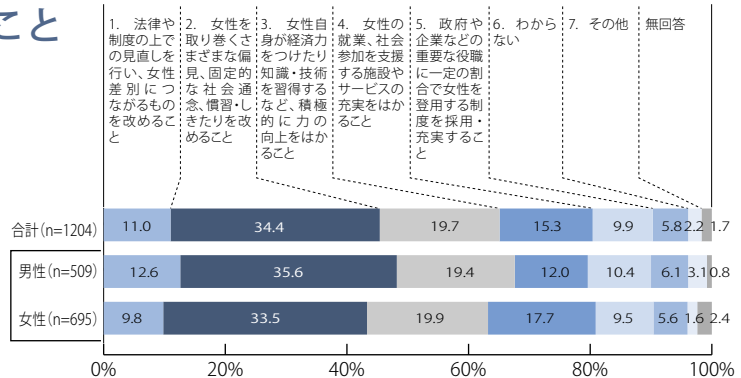
市平成7年度調査・全国調査との比較（社会全体における男女の平等感）

『男性優遇』と感じる割合（性別）



■ 男女が平等になるために重要なこと

男女が平等になるためには、「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が34.4%と最も高くなっています。上記の「各分野における男女の平等意識」において、「社会通念、慣習・しきたりなど」の分野で8割以上の方が『男性優遇』と回答している結果が反映されているといえます。



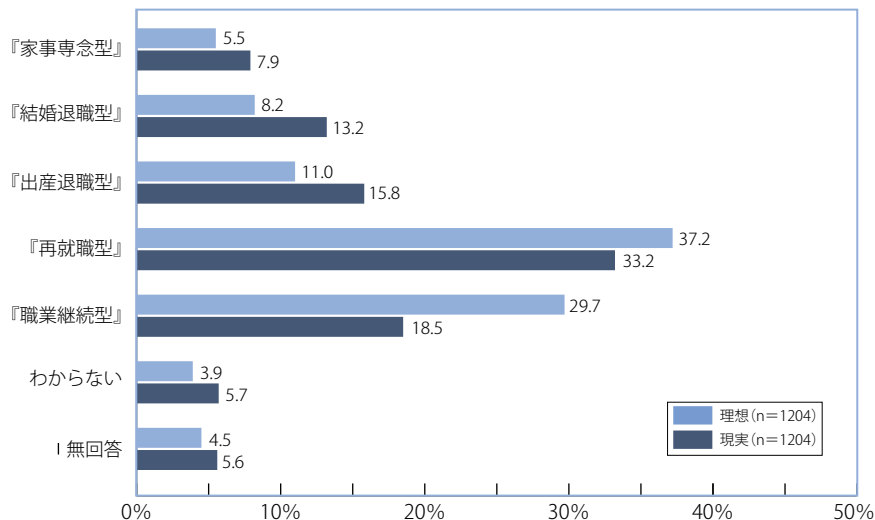
性別によるさまざまな偏見、慣習・しきたりに縛られず、すべての人が自分らしく生きることができるためには、男性と女性が互いにその人権を尊重し、理解しあえるよう、私たち一人ひとりが心がけていくことが大切です。

2 職業生活について

■ 女性のライフスタイルの理想と現実

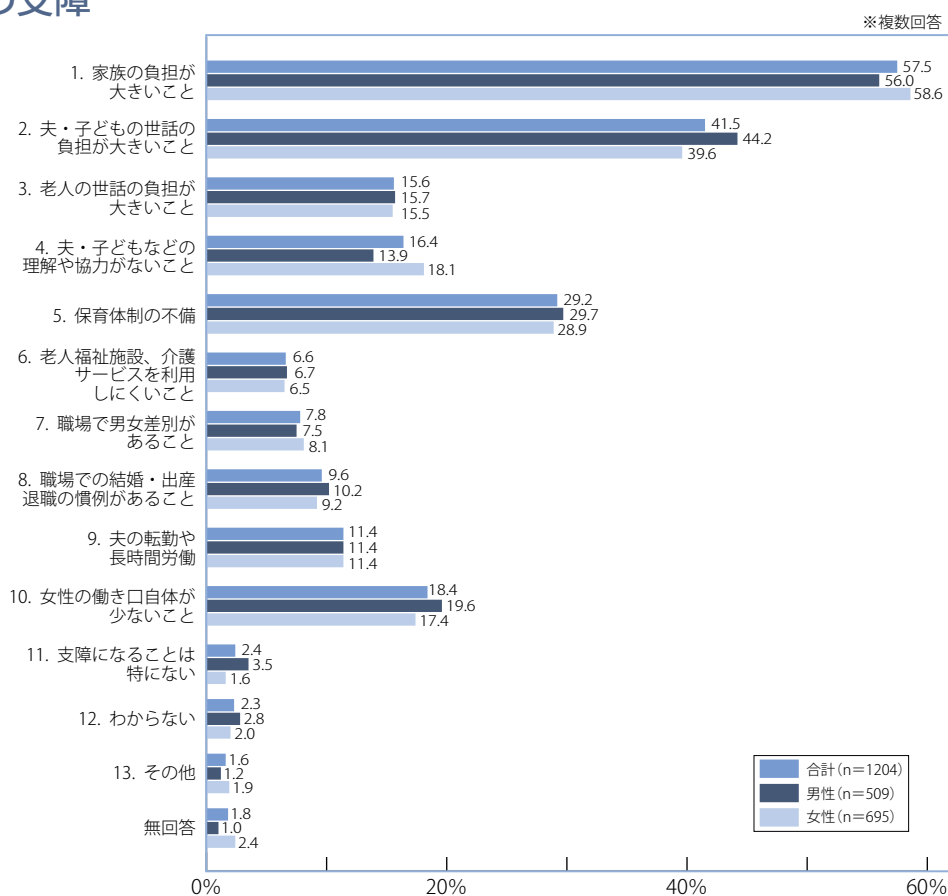
女性のライフスタイルについて、37.2%の人が「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ」と回答しており、いわゆる『再就職型』を理想とする人が最も多くなっています。以下、『職業継続型』、『出産退職型』、『結婚退職型』、『家事専念型』の順となっていますが、現実のライフスタイルと比較すると、理想どおりのライフスタイルを送れない人が少なくないことがわかります。

※「職業をもたない」を『家事専念型』
 「結婚するまでは、職業をもつ」を『結婚退職型』
 「子どもができるまでは、職業をもつ」を『出産退職型』
 「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ」を『再就職型』
 「ずっと職業を続ける」を『職業継続型』とあらわしています。



■ 女性が働く上での支障

女性が働く上で支障となることは、「家事の負担が大きいこと」が6割弱と最も高く、次いで「夫・子どもの世話の負担が大きいこと」、「保育体制の不備」の順となっています。家事・育児負担が大きいことが、女性が働く上での大きな壁になっていることがわかります。

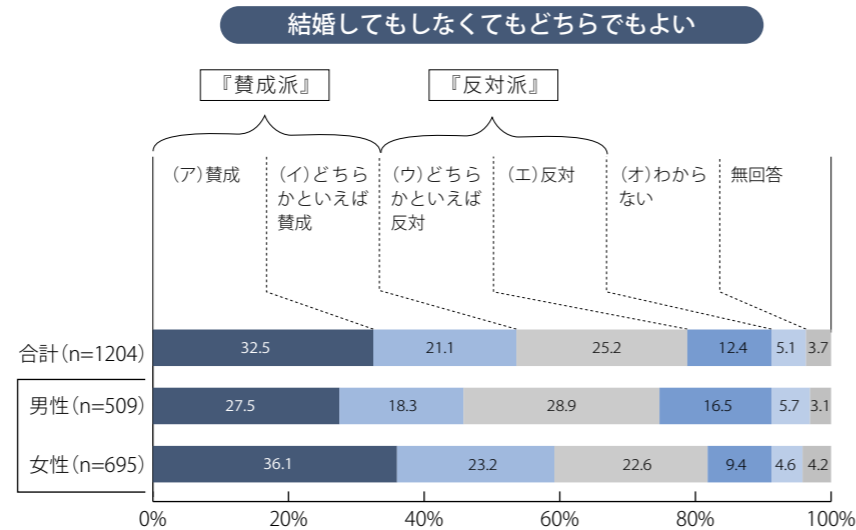


少子・高齢化が進む中で、男性も女性も仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるよう、働き方の見直しを図っていくことが大切です。

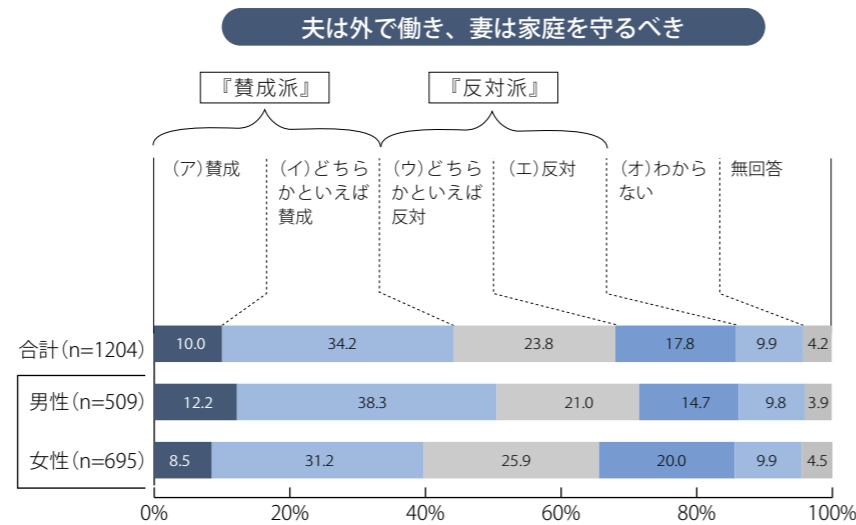
3 結婚、家庭生活と男女の役割について

■ 結婚、家庭に関する考え

「結婚してもしなくてもどちらでもよい」については、男性で『賛成派』と『反対派』がほぼ同じ割合であるのに対し、女性では『賛成派』が約6割と『反対派』を大きく上回っています。



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」については、全体で『賛成派』が44.2%、『反対派』が41.6%となっており、『賛成派』が『反対派』を上回っています。性別でみると、男性で『賛成派』が50.5%と『反対派』を上回っているのに対し、女性では『反対派』が45.9%と『賛成派』を上回っており、男女の意識の差がみられます。



また、全国調査(平成16年度)と比較すると、結婚や家庭生活について自由な生き方を選択している人の割合は、国より低くなっています。

結婚してもしなくてもどちらでもよい						
(%)	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
市今回調査 (n=1204)	32.5	21.1	25.2	12.4	5.1	3.7
全国調査 (n=3502)	44.5	23.6	16.4	12.5	3.1	

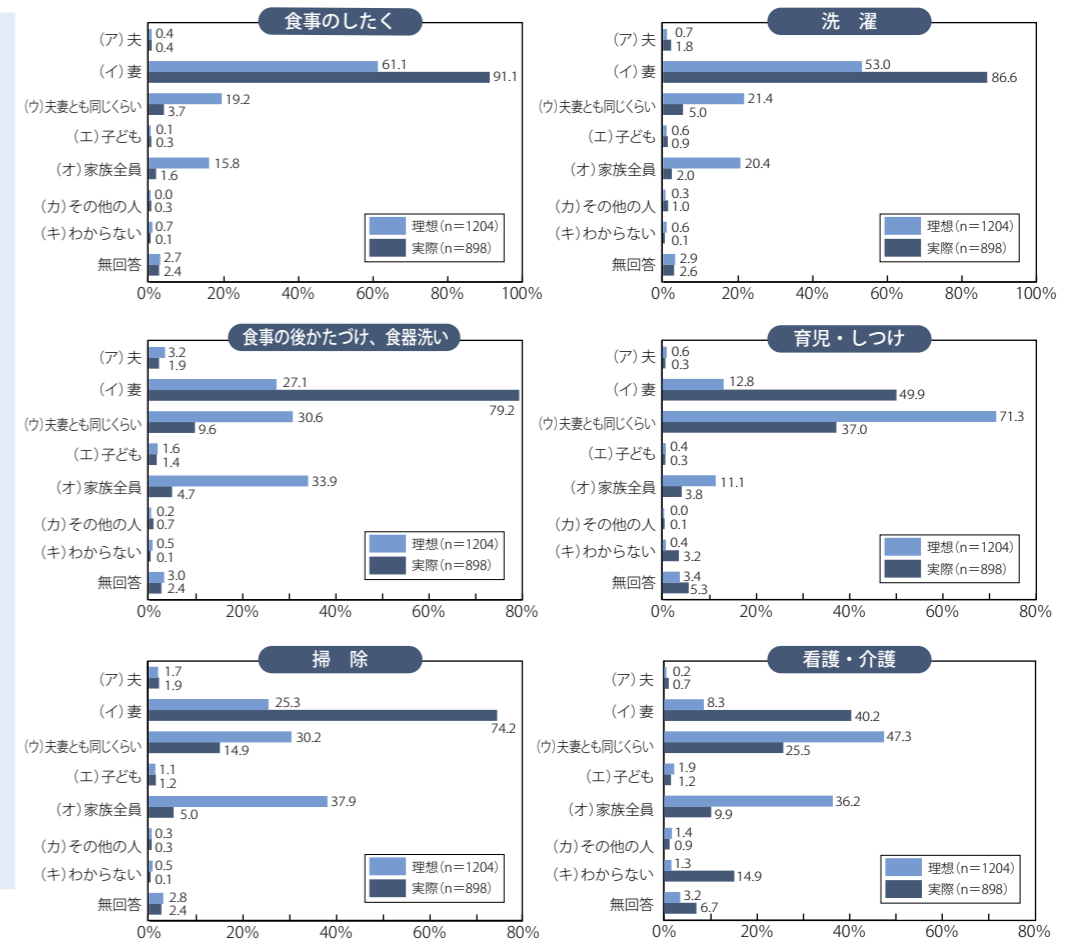
夫は外で働き、妻は家庭を守るべき						
(%)	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
市今回調査 (n=1204)	10.0	34.2	23.8	17.8	9.9	4.2
全国調査 (n=3502)	12.7	32.5	27.4	21.5	5.9	

※ 全国調査の値は、内閣府平成16年度実施「男女共同参画社会に関する世論調査」の調査結果の値です。

■ 家庭内の仕事の分担についての理想と現実

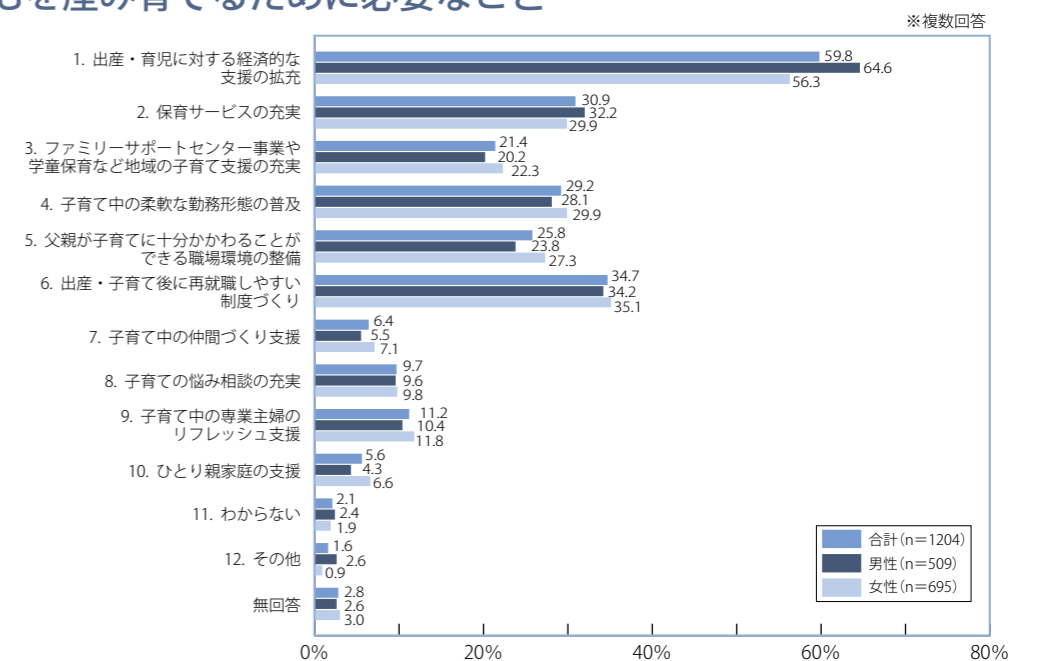
家庭内の仕事の理想の分担と、実際の分担を比較すると、家事、育児、介護といった家庭内の仕事において男女が協力することが本来は望ましいとしながらも、実際は、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ、食器洗い」、「掃除」、「洗濯」は「妻が行う」が7割を超えています。

また、「育児・しつけ」、「看護・介護」も「妻」が4~5割を占めており、女性の負担が非常に重くなっていることがわかります。



■ 安心して子どもを産み育てるために必要なこと

安心して子どもを産み育てるためには、「出産・育児に対する経済的な支援の拡充」が約6割と最も高く、次いで「出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり」、「保育サービスの充実」、「子育て中の柔軟な勤務形態の普及」の順で必要とされています。



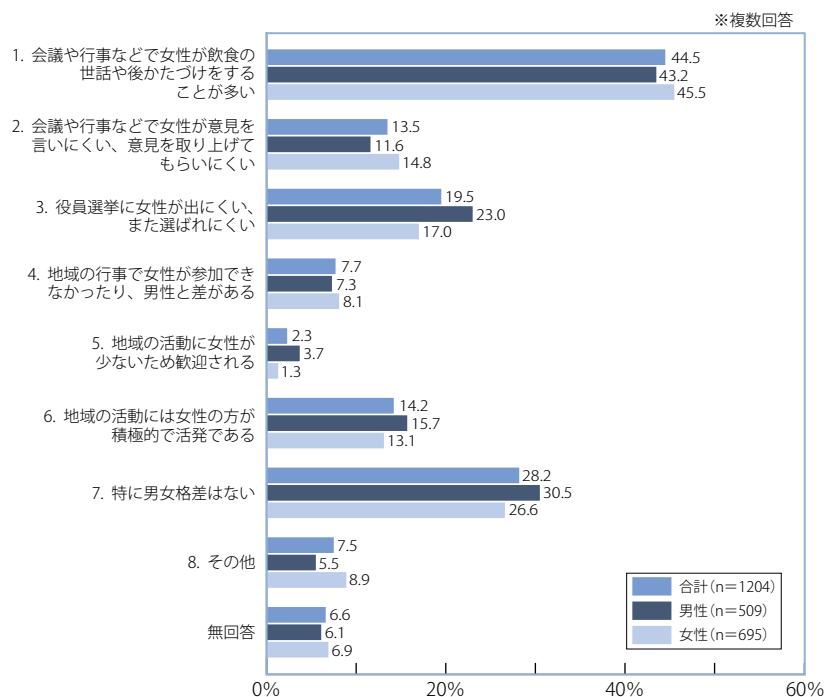
「男は仕事、女は家庭」というように男女の役割を固定的に考える意識は、結果として女性の行動範囲を狭めたり能力を十分発揮できなかつたりすることがあります。また、このような意識は男性にとっても自由な生き方をさまたげているかもしれません。家庭内のコミュニケーションを活発にし、「男だから」、「女だから」という考えにとらわれず一人ひとりの生き方を認め合える社会を築いていきましょう。

4 社会参加活動について

■ 地域における男女平等感

地域の現状として、「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」が44.5%と最も高く、次いで「特に男女格差はない」が28.2%、「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」が19.5%となっています。

地域には、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習が未だ残っている現状がうかがえます。

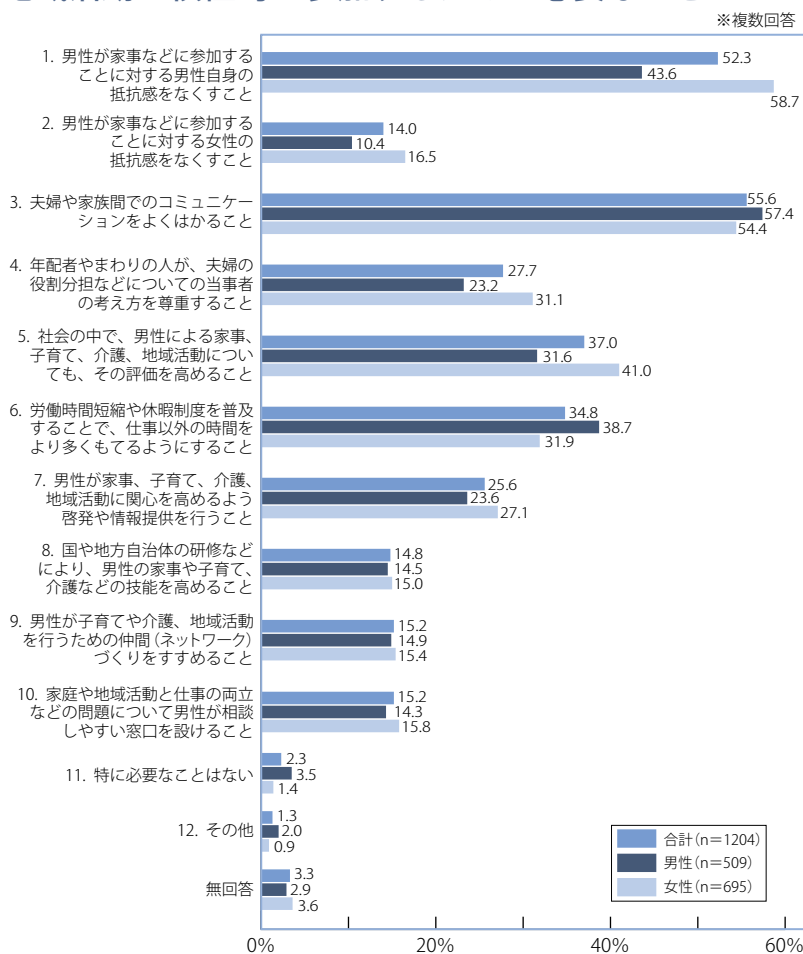


■ 男女が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

男女が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が5割以上と高くなっています。

女性で男性に比べ「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること」、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」が高く、固定的な性別役割分担意識や社会の慣習、しきたりの改善をより求めていることがわかります。

一方、男性では女性に比べ「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること」が高く、女性だけでなく男性を含めた働き方の見直しが求められていることがわかります。

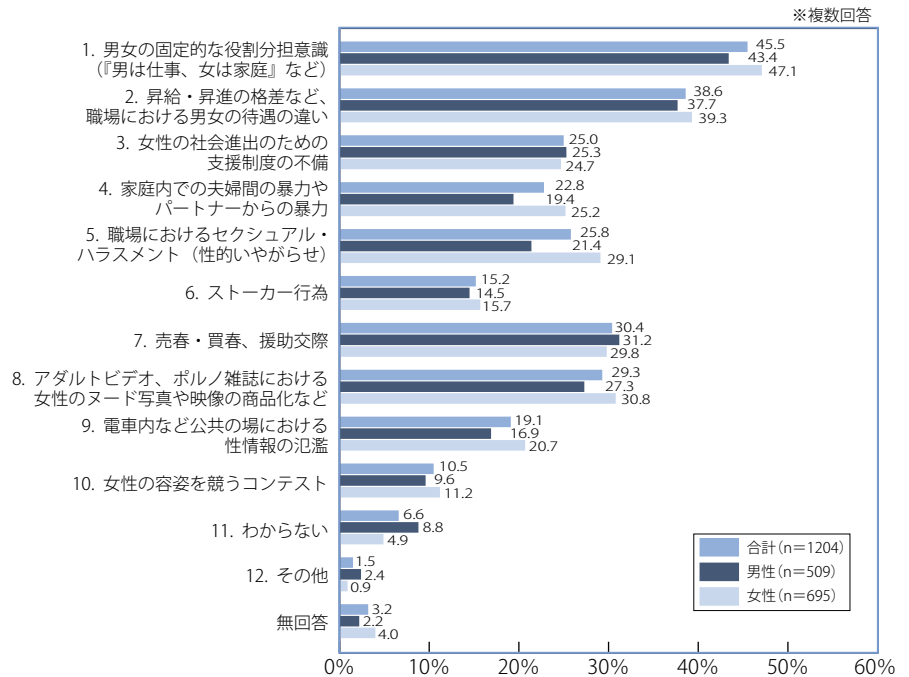


地域に残る性別による偏見・慣習を改め、暮らしやすいまちにするために男女問わずすべての人が対等な立場で、積極的にまちづくりに参画できる地域環境をつくっていきましょう。また、家事や子育て、介護を男女で担い、地域がこれを適切に支援するという環境をつくることも大切です。

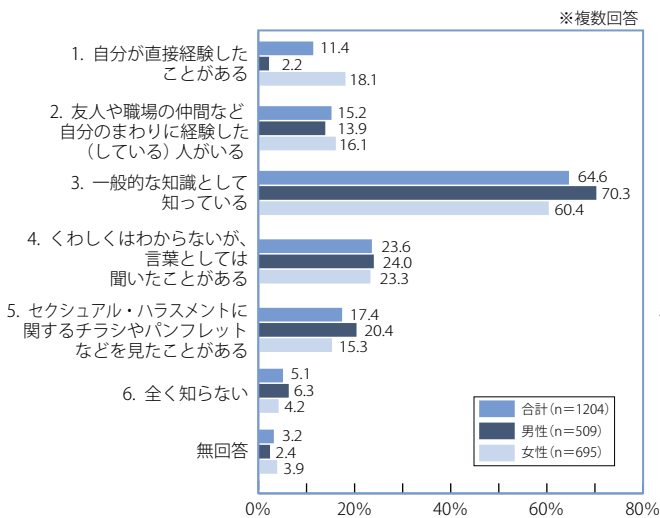
5 人権について

■ 女性の人権が尊重されていないと感じること

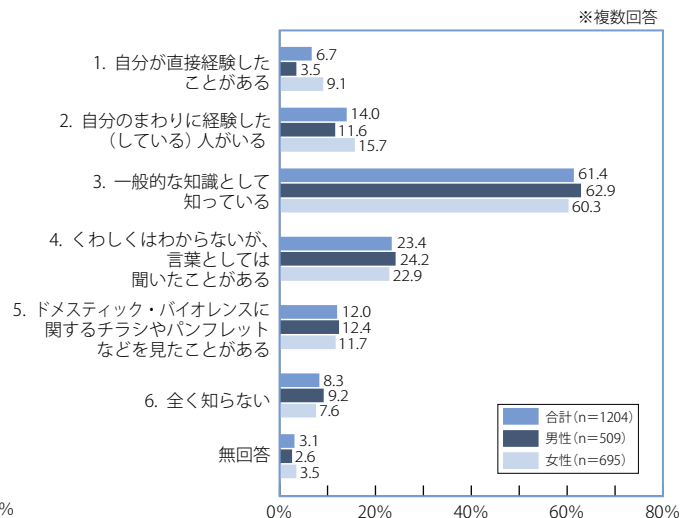
女性の人権が尊重されていないと感じることは、「男女の固定的な役割分担意識」が45.5%と最も高く、次いで「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が38.6%、「売春・買春、援助交際」が30.4%で続いています。また、女性では「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」が29.1%と、男性に比べてより高く人権侵害であると考えていることがわかります。



■ セクシュアル・ハラスメントの経験



■ ドメスティック・バイオレンスの経験



セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスともに、「自分が直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した(している)人がいる」を合わせて2割強あり、被害者は決して少なくありません。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは「個人的な問題」と思われがちですが、決してそうではありません。女性に対する重大な人権侵害であることに気づく必要があります。

「セクシュアル・ハラスメント」とは…

一般には、雇用の場で行われる「性的いやがらせ」をいいます。最近では、雇用の場だけではなく、あらゆる就業の場、教育の場、地域社会などでも問題になっています。

「ドメスティック・バイオレンス」とは…

配偶者や恋人などから振られる暴力のことです。殴る・けるなどの身体的暴力だけではなく、ことばによる精神的暴力や性的暴力、経済的暴力などいろいろな私たちの暴力があります。

女性への暴力の根底には、女性の人権を軽視する考えがひそんでいます。たとえ親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。一人ひとりの人権は等しく尊いもので、侵すことのできないものであることを理解し、社会全体で取り組むことが重要です。

6 男女共同参画に関する施策などについて

男女共同参画関連事項の認知度

認知度が特に低い事項（「知らない」が7割前後、『知っている』が3割未満であったもの）は「②男女共同参画社会基本法」、「⑦ポジティブ・アクション」、「⑧ジェンダー」、「⑨リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「⑩姫路市男女共同参画プラン」です。一方、認知度が比較的高い事項（『知っている』が7割前後であったもの）は「③男女雇用機会均等法」、「④育児・介護休業法」、「⑤ストーカー規制法」、「⑥DV防止法」となっています。

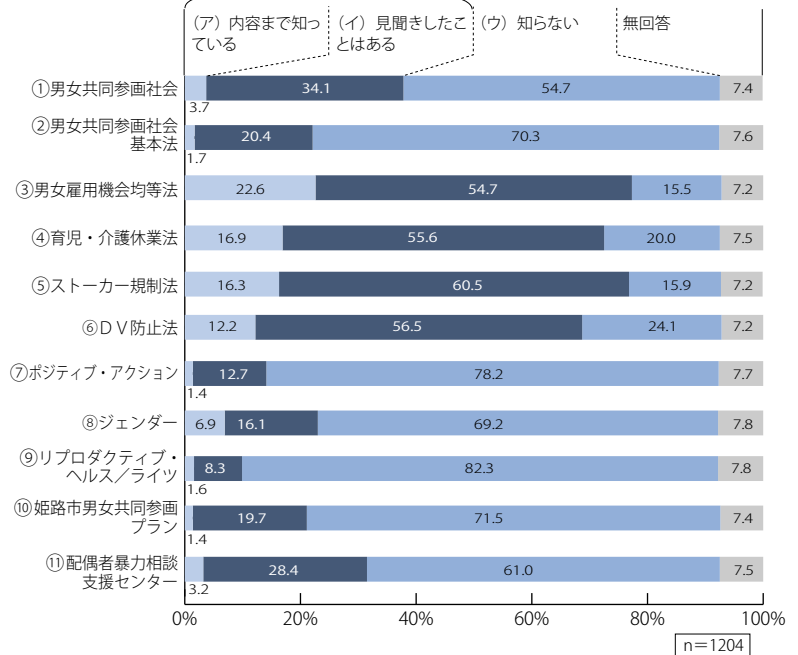
「ポジティブ・アクション」とは……

「積極的改善措置」のことで、『男女共同参画社会基本法』では、男女が社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野での活動に参画する際の〈男女格差を改善するための措置〉として、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することを規定しています。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは……

「性と生殖に関する健康/権利」と訳されます。身体的・精神的・社会的に良好な状態を保障し、性生活や妊娠・出産などでの女性の自己決定権を尊重するという考え方をさします。

『知っている』



「ジェンダー」とは……

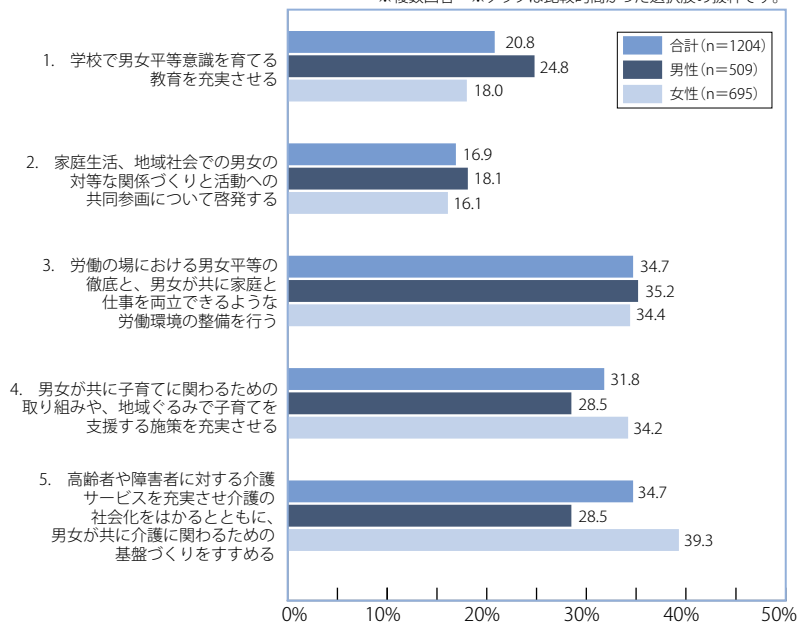
社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区別のことを社会的性別（ジェンダー）といいます。ジェンダーによる性別は、長い歴史の中で形成され、日常生活の中に深く浸透しており、これが性別による固定的な役割分担や性差別などにつながっている場合もあります。

男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと

男女共同参画社会を形成していくため市が力を入れるべきことについては、「労働の場における男女平等の徹底と、男女が共に家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行う」、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女が共に介護に関わるための基盤づくりをすすめる」がともに34.7%、「男女が共に子育てに関わるための取り組みや、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」が31.8%と高くなっています。

男女共同参画社会を形成するためには、多岐にわたる取り組みが必要であることがうかがえますが、特に、育児・介護と仕事の両立を支援する施策が求められていることがわかります。

※複数回答 ※グラフは比較的高かった選択肢の抜粋です。



男女共同参画社会の実現のためには、まず男女共同参画に対する関心を持ち、理解を深めていくことが大切です。

姫路市では、男女共同参画推進センター“あいめっせ”を拠点として、男女共同参画に関する学習・活動の機会や情報を提供していますので、是非ご利用ください。

男女共同参画に関する市民意識調査 報告書ダイジェスト版

発行/平成18年1月

姫路市 男女共同参画推進課

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階(あいめっせ内)
TEL : 0792-87-0803 FAX : 0792-87-0805